

ポピンズナーサリースクール方南町 運営規程（抜粋）

（施設の目的）

第1条 株式会社ポピンズエデュケアが設置するポピンズナーサリースクール方南町（以下「当園」という。）

が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適切な保育・教育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当園は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする利用子どもの保育・教育を行い、その健全な心身の発達をを図ることを目的とする児童福祉施設であり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとする。

2 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境をとおして養護及び教育を一体的に提供するものとする。

3 当園は、利用子どもを保育・教育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、支給認定保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。

（名称及び所在地）

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名称 ポピンズナーサリースクール方南町

（2）所在地 東京都杉並区方南2-14-1

（提供する保育・教育の内容）

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（2017年年告示）に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

2 当園では、ポピンズアプローチと言う独自の手法で子どもの持って生まれた力をさらに伸ばし、新たな力を見つけて引きだすエデュケア（教育・保育）を実践する。

（利用定員）

第5条 利用定員は、次のとおりとする。

支給認定区分	3号			2号		
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	9人	15人	17人	19人	20人	20人

(職 員)

第6条 当園は保育・教育を提供するにあたり次の職員を置く。なお、職員数は入所人数により変更することがある。各職員はローテーションにより勤務を行うため、勤務日及び勤務時間帯は異なる場合がある。

施 設 長	1名
主 任 保 育 士	1名（保育士の中から施設長が選任する）
看 護 師	1名
保 育 士	12名
栄養士・調理員	4名
非常勤事務職員	1名

2 次の嘱託医を外部委託により置く。

小 児 科 医	1名
歯 科 医 師	1名

3 その他必要に応じて、前項に定める職員数以上の職員、または臨時職員（パート、アルバイト、外部委託）を置くことができる。

(業務分掌)

第7条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任保育士は、施設長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。
- (3) 保育士は、保育計画の立案に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (4) 看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。
- (5) 栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。
- (6) 調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (7) 事務員は、施設長を補佐し、当園の庶務及び会計事務を行う。
- (8) 嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(保育・教育を提供する日)

第8条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日、翌年1月1日から1月3日、及び警戒宣言発令時など非常事態にあたる場合を除く。

(保育・教育を提供する時間)

第9条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

9時00分から17時00分までの範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間の間に延長保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、(月～土) 7時30分～20時00分 とする。

(利用料その他の費用等)

第10条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市区町村に対し、当該市区町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、前項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第11条 当園は、市区町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市区町村が利用を取り消したとき。

(2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市区町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第12条 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもに健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は利用子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じる。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は関係官庁及び支給認定保護者に連絡すると共に、必要な措置を講じる。

3 当園は、事故の状況や事故に対してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

4 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、当園の運営会社が加入する賠償責任保険、傷害保険から加入限度内で補償金を支払う。不可抗力による事故に

においては補償金の支払いを行わない場合もある。

(非常災害対策)

第13条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上の消火、避難、及び救出その他必要な訓練を実施する。

2 施設長は非常災害に備え、次の防災設備については常時使用できるように整備する。

(1) 消火器等の消火設備は、年2回設備業者による保守点検を行い、老朽化したものについては交換を行う。

(2) 火災報知機等の警備施設は、年2回設備業者による保守点検を行う。

3 防災設備、火気取扱場所等の点検を次のとおりとする。

(1) 防災設備 週1回以上

(2) 火気取扱場所及びその隣接場所 その都度

4 非常災害に対するための組織及び活動体制を整える。

5 人的災害を予防する措置を次のとおりとする。

(1) 地震による家具等の転倒倒壊を最小限に食い止める工夫を行う。

(2) カーテンは難燃性のあるものを使用する。

(3) 発熱する可能性のある機械類の付近に、引火しやすい物を置かない。

(4) 廊下、階段、非常口等の避難設備には、避難の妨げになるものを放置しない。

(5) 誘導灯は常に点灯した状態を保っておかなければならず、人的に消灯、または減光しない。

また、球が切れていることを発見した場合は、速やかに交換を行う。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止に関する必要な体制の整備

(2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4) その他虐待防止の為に必要な措置

2 本条第1項第2号における虐待等の行為とは児童福祉法第33条の10に規定する行為をいう。

3 施設長は当園で虐待等の疑いのある利用子どもを発見した場合には、関係機関に通報しなくてはならない。

(苦情対応)

第15条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調整するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(秘密保持)

第16条 当園は、保育・教育に必要な情報として、利用子ども及び支給認定保護者家族の氏名、

年齢、性別、住所、電話番号、勤務先等を収集し保管を行う。収集した情報は入退所手続き、保育サービス提供、利用料の収受その他業務に必要な範囲内で利用する。

2 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども、支給認定保護者当の秘密を保持する。また、当園の職員でなくなった後においても同様に秘密を保持するものとする。

別 表

保育・教育の提供に要する実費に係わる利用者負担金

<保育標準時間認定の利用子ども>

	時間帯	延長保育料金／日	補食・お食事
延長保育① (1時間延長)	18:30～19:30	500円	補食代込(全員) ※延長保育②の場合は補食の代わりに夕食をお申し込み頂けます。その場合追加料金 200円/1食をいただきます。
延長保育② (1時間半延長)	18:30～20:00	750円	

<保育短時間認定の利用子ども>

	時間帯	食 事	延長保育料
保育短時間認定	9:00～17:00を 超える時間帯	18:30以降は補食代込 19:30以降は夕食変更可 (200円)	1時間 500円